



社会教育の根本問題

清水嘉治

① まえがき

ここでとりあげる社会教育の問題は、社会教育一般の内容を紹介するものでもなければ、横浜市の社会教育の一般的PRでもない。今日すでに横浜市でも問題となっている福祉計画の一環としての社会教育はどうあるべきか、また革新市政のもとにおける社会教育はどうあるべきかという問題認識のもとに、横浜市における社会教育の根本問題を試論的に検討することに、本稿の主たる目的がある。したがって問題の性格を明らかにするため、つぎのような問題の設定を試みる。第1に、革新市政の基本構想と社会教育の問題、第2に戦後わが国の社会教育の歴史的な性格、第3に横浜市における社会教育行政の基本的問題点を検討し、同時に福祉計画の一環としての社会教育のこんごの課題を明示し、かつ大胆な提言を試みることにしたい。

② 革新市政の基本構想と社会教育

横浜の旧市政が10年以上も中央権力と結びついた保守市政によって運営され、その中心市政が、工業港湾都市の基盤を強化することにあつたこと、したがって市民の生活——とくに住宅、道路、清掃、上下水道、学校教育、社会教育、保健衛生、公害対策などが極端に軽視されてきたことは、周知の事実である。

こうした旧市政の大企業優先主義をいかにコントロールしつつ市民の生活優先主義にきりかえていくかということは、革新市政にとって、大きな課題であつた。それはまた市民が共通に要望するところであつた。この要望にそつて生まれたものが、飛鳥田革新市政の「だれでも住みたくなる都市づくり」と「子どもを大切にす市政」という二本の柱であつた。〈この二つの柱のもとに、現在、市政を具体的に運営していることも事実である〉いまここで、二つの柱を具体的にすすめてつある基本路線をみながら社会教育との関連をみてみよう。

まず二本の柱を具体的に進めている基本路線は、『市民白書』のなかにみごとに展開されている。たとえば、「市民のための近代的な市政」〈近代的市民生活優先の原則〉としてこのべている。

「市政の『目的』は、どこまでも市民生活への奉仕にある。横浜は、産業と生産の場であ

ると同時に勤労者とその生活の場である。市民の労働の場としての横浜づくりに積極的にとりくまねばならぬことはいうまでもないが、それも究極のところは、市民生活の向上のためにほかならない。」 そのためには産業目的が先行する市政を「市民生活優先におきたいとおもう。市民税は市民に返す市政にしよう。」

「さらにこの場合の市民生活の要求は、わが横浜のような大都市ではきわめて多面的であるとともに、量質両面でたえず拡大し、豊富化するものであることを知らねばならない。市民生活の目標水準は、20世紀後半の近代都市生活が基準である。目標は、現在の隘路の打開や立ちおくれの回復だけでなく、未来の近代市民生活の水準に合わせる必要がある。このために近視眼的経済主義は、排されなければならないし、また伝統・遺産を未来へついでゆく視点が強調されなければならないだろう。だれでも住みたくなるような目標と理想をもった都市、未来の横浜をにやう子どもたちに、デラックスな教育を与えられるような都市にしていこう。」とのべている。

ここで明らかなことは、市民のための近代的な市政を積極的に打ちだした点である。これは従来の旧市政の市民不在の市政に対する意欲的批判を秘めたものといえよう。市政の目的を、市民生活優先においた点はすばらしい前進である。これは地方自治体として新しく生きる出発点である。問題は、市民生活優先主義の具体的中味である。これはすでに飛鳥田市政の教育政策にあらわれた。それは生まれたときから20才になるまでの子どもの成長を一貫してとらえ、育児・保育、教育の環境や条件整備として具体的に実現しつつある。もちろんそこでは、社会教育そのものの充実という線で把握したのではなく、社会教育の基盤づくりというものを大胆に提示した点にあった。つまり近代的市民生活優先の基礎づくり、土台づくりの実現をはじめた点である。これはこれまでの社会教育の形式的または物量主義、技術主義的行政、指導監督主義に対する反省でもある。市民のための近代的な市政の方向を、育児、保育、教育の環境づくりにおいたのである。「だれでも住みたくなる都市づくり」に「子供を大切にす市政」を有機的に結合させて市民生活優先主義の横浜づくりに着手したのである。この点は基本的に正しい。だがさらに通常の学校教育にもとづかないところの、青少年及び成人に対する組織的教育活動への条件づくりについて具体的対策を施すことも重要である。

さらに、革新市政の二本の柱の具体的政策路線として、ここでとりあげたいのは、民主的平等の原則と主体的自治の原則である。前者について「白書」はこういう。市政の「成果の享受」は、「だれでも平均に、均等に、確保されねばならない。ここ横浜に住む市民は、みんな、工業化と大都市化による社会的プラスは平等に受け、その社会的マイナスから均しく守られることが原則である。公共的投資や公共的消費が、一部の産業や企業、一部の産業や企業、一部のものに独占されてはならないことは、いうまでもない。実際には、とかく立ち遅れがちだった一般市民向けの生活環境の整備、民生、教育、保健衛生、

市道の充実のような、市民生活に最も密着した分野に、市政の重点をおいていくことが必要であろう」と述べている。この指摘も、少数大企業中心主義から市民生活中心主義の転換の大きな前進である。市民生活に最も密着した分野に、市政の重点をおくという意欲のあらわれである。こうした視点から社会教育を考えると、横浜市の変貌に対応して、青少年、成年、婦人に対する組織的、計画的教育活動は、とくに重点的にとりあげるべきであろうし、また、こうした民主的平等の原則に徹底化すればこそ、なおさら従来おごなりであり、場あたりのであり、技術、実務主義的であった社会教育に対しても根本的メスが施されなければならないはずである。この点は、のち程検討しよう。

また、前述した市政の四原則の一つである市民の自治による市政<主体的自治の原則>では、新しい横浜づくりを進める本当の「主体」=担い手が市民にあることを強調し、これまでの横浜は、東京を中心とした首都圏という外の力、ことに大産業の力に押されて、自治体としての主体性を十分に確立できなかった。地域の利己主義や縄張り主義ではなしに、首都圏のなかの横浜にふさわしい市にするために、私たちの自治体としての主体性をうちたてることは、横浜自体にとっても、首都圏そのものにとっても、欠かせないことであろう。さらに『市民白書』が、同時に市政を中央の束縛から解放し、市民に奉仕できる自治体としての自主性を確立する大きな市民運動が必要であろう、と述べた点も、市民の主体的市政参加、主体的市政づくりを表明したものとして重要な指摘である。

こうした革新市政の構想は、市民生活中心主義を軸にした市民生活の環境づくりとして着々として実現されつつある。したがって横浜市における社会教育の問題も、革新市政の構想のもとに考えられなければならない。つまり革新市政の基本路線である「子どもを大切にす市政」、「だれでも住みたくなる都市づくり」の二本の柱を具体的におしすすめているプログラムとしての「市民のための近代的な市政」、「市民がみんな平等の権利をもつ市政」、「市民の自治による市政」のもとに、社会教育の問題も位置づけられるべきであろう。

たしかに横浜市においても、すでに社会教育委員会議の「計画」と「意見」に基づき、市民の教養講座としての成人学校や学級、勤労青少年教室や婦人学級等の開設、各種社会教育関係団体<青少年団体、成人団体、文化団体、スポーツ関係団体>の「育成援助」と指導者の養成、スポーツ・レクリエーション普及についての指導助言とその積極的な推進、各種文化振興行事の開催と市民文化団体の行事への後援、子供の遊び場の整備と運動場の開放、新生活運動の推進、一般図書館や視聴覚ライブラリーの奉仕活動、重要な文化財の保護、民間社会教育施設の育成等広汎にして組織的な活動を展開してきた。

だがこうした社会教育行政活動は、行政の一貫として実施されている。ここでも予算の不足や指導員の不足など財政的理由からくる活動の限界はあるだろうが、問題は市における社会教育の根本方針が近代的市民生活優先の原則や民主平等の原則、主体的自治の原則

を、新たな次元でおりこんでいるかどうかを再検討されなければならないとおもう。たとえば成人学校でも趣味、職業技術を中心とする運営だけではなく、問題は市民の主体的自治意識にそった社会科学と技術との結合という問題視角から考えるべきであろう。市民の生活の多面化、高度化に答えつつ、同時に市民の自治体にたいする多面的要求を吸収しつつ、市政の基本路線を具体的におりこむことが必要ではあるまいか。この点は、第四項で検討するが、ここで確認したいことは、要するに革新市政の基本路線との関連で社会教育行政を展開すべきであるという点である。

④ 戦後におけるわが国の社会教育の歴史的性格

横浜市の社会教育の問題を考えるにあたって、戦後のわが国の社会教育の歴史的な性格の問題にしなければならない。

戦後、政府がはじめてうちだした文教政策の基本原則は、「新日本建設の教育方針」<1945年9月15日>に示され、そのなかで社会教育についても「成人教育、勤労者教育、家庭教育、図書館、博物館等社会教育の全般に亘り之が振作を図る」と言及している。これは、社会教育の振作を「国体の護持に努むる」ための「国民道義高揚と国民教養の向上」に寄与するものと考えられた。この段階では、戦前の中央集権的文部行政の思想がそのまま継承されていた。

ところが1946年、第1次アメリカ教育使節団報告書の勧告があり、それは、社会教育行政のうえでも基本的方向をしめていた。それは「日本の知的および精神的資源を新しい方向に向け直すためには、できるかぎりの手段を講じて人類の幸福に関係のある情報および思想を広く普及しなくてはならぬ」というものであり、とくに成人教育については「善意の勧告」をしたのであるが、それは、団体や集会の民主的運営技術の普及に役立つかぎりでの方法的技術の側面に局限されていったのである <宮原誠一編『教育史』東洋経済新報社、昭和38年 348ページ>。この段階において、最大の社会教育施策は、公民館の発足であった。「町村民の自主的な要望と協力とによって設置する」ようにすすめたのであった。だがその方法、つまり自主性をつくる条件なり、方法については依然として「上から」の指導監督的な性格をもったものであった。

1947年には、総司令部の民間教育情報部<CIE>は民主的諸団体——青少年団体・PTAなどの編成にとりかかった。CIEの指導をうけて文部省は、従来の保護者会とか後援会にかわる民主的な団体として、教師と父母をむすぶ民主的PTAの結成をすすめるようになり、この年から各都道府県ごとに社会教育研究大会がもたれ、全国的規模で活発化した。

またこの年の3月には「教育基本法」が制定され、近代市民社会の教育理想を示す性格が定着しかけたのである。その後1949年6月に、社会教育法が制定され、さらに図書館法<1950年4月>、博物館法<1951年12月>が制定され、社会教育法体系がととのえられていった。

社会教育法によって、社会教育主事、社会教育委員の資格と任務が規定され、社会教育関係団体、公民館、学校施設の利用、通信教育等についての法的規定が整備された。とくに社会教育法では、国および地方公共団体が「社会教育関係団体に対していかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又その事業に干渉を加えてはならない」〈第12条〉し、「補助金を与えてはならない」〈第13条〉と規定して、いわゆるノー・サポート、ノー・コントロールの原則を明示したことは、わが国の社会教育行政にとって画期的なこと〈宮原編、前掲書、349ページ〉であった。

ここで明らかなことは、日本国憲法〈1946年11月3日〉、教育基本法〈1947年3月〉の理念にもとづいて民主的、自主的性格を基本とする社会教育法〈1949年6月〉が制定されたのであった。「すべての国民のあらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」〈3条〉と述べ、その理念は、まさに近代的市民生活優先の原則、主体的自治の原則にそったものであった。

だが、朝鮮戦争勃発〈1950年6月〉からサンフランシスコ条約調印〈1951年9月〉の時期にかけてアメリカの占領政策が大きく転換し、日本を反共軍事基地化して、利用する方向がうたがわれ、したがって文教政策も、この方向で政策転換を余儀なくされた。つまり政府の対米従属の方向と、国内では財閥の復活、独占資本の再編成が展開されていく。学校教育の面でも、1950年10月の天野文相の「祝祭日の国旗掲揚、君が代斉唱」の指示をはじめとし、その社会科改訂、「教育の中立性」法＝教師の政治活動の禁止、教育委員会の公選制から任命制＝教育の政党支配、勤評、道德教育の特設、教科書検定強化、「安保」の暴力的採決、教育課程の国家基準、学力テストの実施＝差別性、立身出世主義の醸成など一貫して中央政府権力による教育支配政策を展開し、反民主主義的教育政策となって表面化した。これらの一連の文教政策は、「教育基本法」違反であり、教育基本法の骨抜き政策であった。

これらの学校教育にみられる中央権力または保守勢力による教育の反動化政策は、社会教育にもみられたのである。1950年9月の第2次アメリカ教育使節団報告書は、社会教育について「極東において共産主義に対抗する最大の武器の一つは、日本の啓発された選挙民である」として、社会教育の基本路線は成人教育における社会科学的考え方をしりぞけ、中央政府による思想統制として社会教育行政の再編成が試みられた。〈このあと各府県の青年団連絡協議会、日青協の結成—1951年5月—、全国婦人地域団体連合会＝地婦連—1952年7月—、PTA全国協議会の結成〉

この時期の社会教育をとりまく問題状況は、青年学級振興法案をめぐる審議過程にあらわされた。1953年8月に、青年学級振興法案が国会に上提されると、日青協は反対した。それは、与党委員が、「自衛力と精神教育と両方進める必要がある」〈参議院文部委員会、1953年

8月4日>として、青年学級に対して国家的統制政策をうちだし、反自主的、官僚的性格の社会教育の方向をうちだした。青年学級の法制化によって、学級数、学級生数も量的には増大したが、教育内容は、形式化し、社会問題や政治・経済問題など社会科学的学习を軽視するようになった。この点では、社会教育行政系統の婦人学級においても同じようなことがいえる。

したがって、1953～55年以後、中央のヒモツキ的な社会教育行政が強化されるなかで、他方、注目すべきことは青年や婦人の自主的な学習活動が活発化し、「社会教育行政系統からはみだした小集団学習ないしサークル運動が都市と農村を通じて発展し、……社会教育の体質改善に迫る影響を与えていった」<宮原編、前掲書、350～1ページ>。また社会教育系統の婦人学級も中央政府の行政指導のもとに量的には増大したが、その内容は、家庭趣味、教養、娯楽、職業技術的な面に限られ、したがって質的にはもりあがりを見せなかった。行政指導に従順な婦人学級は、いわゆるシャンシャン学級といわれた。したがってこうした反面、1953年以降には、母親の自主的学習運動が活発になり、教育問題、平和の問題、憲法問題、生活と権利を守る問題などを中心に、まさに自まえて組織し、学習し、訴えるという、自主的、民主的学級をつくっていった。これは1955年6月の第1回日本母親大会として結実し、今日まで強力に続いている。

こうした戦後の社会教育の歴史的な問題状況を概括してもわかるように、社会教育の基本路線は、初期の民主的性格から1955年以降次第に、中央権力の文教政策に追従し、自主性と創造性に欠けた社会教育になり、民主的性格をますますすすめていったのである。したがって、地方自治体にとっては<中央の文教政策を批判し反省を求めるいくつかの県なり、市では、社会教育の本来の理念を生かすために自主的、民主的にすすめて成果をあげているが>、中央の文教政策を批判し、反省を求め、社会教育法に規定されているところの「自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成する」ことに努めるべきである。

さらに、教育行政は、「不当な支配に服することなく、国民全体に対し、直接に責任を負って行なわれるべきものであり」<「教育基本法」第10条第1項>、「この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行なわれなければならない」<同、第2項>と行政のあり方を明示しているのだ。

社会教育法も、この理念にもとづいて制定されたのである。すなわち社会教育法第1条に「この法律は教育基本法の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする」と規定したのは、日本国憲法、教育基本法の理念を実現するために社会教育法が制定されたのであり、したがって、地方自治体も、改めて社会教育について何をなすべきかという根本問題にもどって、社会教育を通じて、住民の自主性、創造性、計画性を主体的に考えるべきではなかろうか。

④ 横浜市における社会教育の問題点

以上、戦後日本における社会教育の歴史的性格をたどってきたが、そうした歴史的性格をみることによって、地方自治体における社会教育のあり方が再検討されなければならないことがわかるであろう。横浜の革新市政がうちだした市民のための近代的な市政、市民がみんな平等の権利をもつ市政、市民の自治による市政、市民全体のための計画的な市政づくりのなかで、社会教育のあり方が、改めて検討されるべきであろう。市政づくりの四原則は、社会教育法の基本理念と全く一致するものであり、今日社会教育の理念が空洞化している点を、市民中心主義の市政づくりの理念で埋めるべきであろう。

こうした問題認識のもとに、横浜市における社会教育の問題点を、重点的にとりあげてみよう。

横浜市の社会教育の現況については、市教育委員会が編集した『よこはまの社会教育』に詳細にのべられているので、ここでは、提言を含めた問題点のみをあげておくことにする。

第1に横浜市の社会教育目標施策の重点として、『よこはまの社会教育』では、1.民主主義の理解、2.公德心の涵養、3.国際視野の涵養、4.公民としての自覚の育成、5.科学的生活の推進、6.市民文化の向上をあげている。このこと自体は当然なことであるが、こうした6つの連関性をどのように把握するのが問題である。つまり「市民の自主的な社会教育活動」を具体的にどう進めるかが問題であろう。ちなみに、昭和36年の運営をみると、1.青少年の指導育成、2.成人教育活動の推進、3.市民文化の振興、4.視聴覚教育の充実、5.地域社会教育活動の振興となっており、こうした運営方式は、昭和37、38、39年もほとんど同じ方式である。ここで目立つことは、「指導強化」「推進」「振興」という発想である。この点は反省しなければならないであろう。問題は、青少年がいかなる実生活におかれ、いかなる問題性をもっているかを多面的にとりあげ、たんなる心理的側面からだけでなく、いかにして現代の資本主義社会の諸矛盾を強靱に克服するか社会科的問題性をもってとりあげ、青少年の指導強化という上からの発想様式でなく、青少年の要求にそった平等互恵の姿勢で助言活動をすることこそ重要なのである。

戦後横浜市の社会教育行政が、主観的には限られた予算内で全力投球を展開してきたかもしれないが、だがいつのまにか行政指導、監督の側面が前面におしだされ、青少年や成人の要求とは部分的にかけはなれた社会教育活動が行なわれてきたとみえるふしも多々あるのではなかろうか。

また社会協力委員を中心とする協議事項においても昭和32～37年まで、必ず毎年1回「アメリカにおける青少年問題」が対象となったり<他の国としては、32年に中国が1回、35年ヨーロッパが1回、33年に東南アジアが1回>、その他も、「青少年のあり方」とか「家庭のあり方」とかいう趣旨の道義的協議事項が多くなっている<『よこはまの社会教育』12～

13ページの表から判断>。この点で、横浜国際港都建設総合計画の『福祉計画』<原案>——1965.4——の第3節「社会教育」で提出した計画案で、「社会教育は、市民性の涵養と市民の文化的社会的教養の向上を目的として営まれることは当然であるが、従前の精神目標に再検討を加えるとともに各事業や組織、指導者、施設等に関する具体的な目標、内容、方法等について、社会教育本来の姿を生かしながら、社会の進展と市民の要望を洞察して再編成する」と提言したのは当然であろう。にもかかわらず、現状の段階においても、単なる道義的精神目標の内容を抜本的に切り替えて、重点的に、創造性と自発性にもとづいた組織的、計画的活動を展開していくこともできるはずである。たとえば青少年問題にしても、高度成長政策の矛盾のあらわれとして起こった生活環境の悪化と教育設備の弱体が青少年の学力低下や主体性の喪失および犯罪の原因となっていることは社会科学者の指摘するとおりであるが、こうした問題に正しく対決するための青少年、成人、婦人の自主的サークル作りや学習活動の条件などをつくり、現代社会のしくみを究明しつつ、青少年、成人、婦人にたくましく生きる希望と未来への確信を主体的に与えるべきであろう。それは監督行政でなく指導助言を与える方式で展開すべきであろう。こうしたことは現実には不可能であり、すでに横須賀の婦人学級では社会科学的学习と技術を結合して成果をあげている。したがって当面する横浜市における社会教育の問題に対処するために、「社会教育法」でのべている組織的・計画的活動にとりくむことが必要ではあるまいか。

こうした活動過程のなかで必然的に必要な各事業や組織、施設の充実をはかつていくことが必要ではあるまいか。

この点は、成人教育や婦人学級についても同じことがいえる。

成人学校は、このところ一貫して技術を必要とする科目や趣味科目を中心にとりあげている点で総合各種学校に似ている。聴講生も、28期や31期をみると男33%、女67%、男35.5%、女64.5%であり、年齢層は20~30才が、31期生で、85.4%で、圧倒的に青年が中心である。

成人学校は、昭和25年~昭和38年7月までに31期を終えて、修了者は、51,132名の多数にのぼり、設置された科目も40数科目となっているようである。

だがこうした成果は結構なことであるが、問題は昭和22年頃開設した政治、経済、法律、社会、歴史、文学、科学、芸術、時事問題などの科目が、影をひそめてしまった点である。

社会科学の学科や人文科学的学科、自然科学的学科にかわって、職業技術、実務、趣味の科目が一貫してとりあげられている点、反省すべきであろう。だが当局者はいうだろう。「前者のいわゆる社会科学系統の科目は聴講生がほとんどいないから」だと。だが、今日、市民生活の高度化、多種化に応じて、社会科学の教養、人文科学的教養、自然科学的教育がいかに重要であり、これからの学科が市民の本来的要求に答えるものであるかを知らな

ければならない。現に長野県あたりでは、政治、経済、教育などについて成人の学習が盛んであり、多くの成果をおさめている。問題は、本市においても成人学校のあり方およびもち方である。職業技術、趣味の科目も必要であるが、さらに社会・人文・自然・科学的学科も設定して、科学と職業技術との有機的結合をはかるような教科内容にすべきであろう。そうしたなかで、成人の自発性、創造性を醸成することが大切ではあるまいか。成人学校の基本方針も社会教育の本来の理念にそって活発に展開されるべきであろう。とくに本市の場合は、さらに市政の課題と四原則〈近代的市民生活優先の原則、公共的計画の原則、民主的平等の原則、主体的自治の原則〉にそった成人学校、婦人学級の基本理念を考える創意と工夫が必要であろう。

また婦人学級も、「承り学習」「飾りものの教養講座」や「個人的趣味技術の修得の講習」〈生け花、お茶〉から一歩前進して、グループ学習を組織化し、自治体の当面している問題や、生活と権利意識の問題、子どもの教育問題や憲法学習などに積極的に関心を向けるような主体的な教養を身につける学級づくりが必要であろう。

さらに社会教育課と各地区社会教育協力委員の関係も、相互に創意と工夫によって自主的学習づくりをもてるような連絡をとることも必要である。地区委員が、もし単なる行政下請機関になったり、予算配分の事務機関であるとすれば、それは反省すべきである。各地区の住民の問題意識を積極的にとりあげ、民主的、自主的婦人学級づくりをする中で、むしろ行政当局をつきあげていくことが必要であろう。〈横須賀市では、各地区委員は、婦人教室で、与えられた予算を効果的につかい、学習内容も、婦人の民主的討議で決め、すでに政治、経済、教育、社会などの科目を多面的にとりあげ、自己批判と相互批判の中で教養を高めているという。ある大学のN教授によると、8月上旬、横須賀のある地区の婦人学級では「経済不況をどう乗り切るか」、「物価問題」などについての学習を行ない、皆、楽しく婦人学級づくりをしているという。この点は学ぶべきであろう。〉。婦人団体の連絡会でも、現代社会の諸矛盾を多面的にとりあげ、どうしたら社会を明るくできるかという根本問題の学習を通じて、婦人運動の自主性、創造性を発揮してほしいものである。

新生活運動にしても、「子どもを守り、よく育てよう」「町をきれいにしよう」「親切と善意をみんなてよせあおう」「交通禍から子どもを守ろう」……………、すべて結構づくめである。それは、横浜美化運動、市民の公德心、道義心の涵養という性格をもった運動である。だが問題は、新生活運動が市民から自主的に湧いてくるような体制づくりを考えることが必要ではないか。新生活運動の根本原則は市民による市政への積極的参加のなかで生まれてくるものと考ええる。「みんなで横浜を美しく」するためには、各地区を主体にした自治意識づくり、そのためには自治体学習会〈市議会のあり方、道路、清掃、上下水道、教育、公害、交通、港湾、住宅などの諸問題について〉を網の目につくり、市民の生活と権利を守る運動のなかで、前向きな新生活運動が定着するものと考ええる。こうした視覚から改め

て新生活運動を考えるならば、効果は倍加するであろう。

その他、PTAの問題、文化の振興や文化財の保護、視聴覚教育、社会教育施設などについても言及しなければならないが、根本問題は、社会教育法の本来の理念と横浜市政の四原則の理念を関連させつつ本市の社会教育の発展を考えることが重要ではなからうか。

さいごに若干の提言を試みよう。

第1に、社会教育に対する予算規模をふやし、施設拡充を全市政との関連で行なうことである。もちろんこれは量の問題であるが、さらに社会教育の質<理念・基本方針>の問題について、再検討すること。

第2に、これを質の問題であるが、これまでの成果は継承しつつ市政の課題と四原則にもとづいて、社会教育の本来の理念を前向きに生かしていくこと。とくに成人学校、青年学級、婦人学級、PTAの運営の基本方針を主体的な自治体づくりにおくこと<社会教育における創造性と自発性を組織的に養うこと>。

第3に、市民の要求にそつた多数の指導者、推進者、民間協力者の確保とその質の向上、そのために相互に学習活動を恒常的にもつこと。さらに社会科学系、人文科学系、自然科学系の講師については横浜四大学を中心に講師団を結成し、社会教育推進のために恒常的に研究会をもつてもらうこと<予算に限度があるから重点的研究活動をしてもらう>。

第4に、社会教育系統外の自発的研究グループを中心とする婦人団体や青年団体、労働団体、市民各種サークルの経験の交流、ならびに他都市の社会教育の活動の経験を学びつつ、市独自の成人、婦人、青年学級を、新たな次元で計画すること。

第5に、施設については、「福祉計画案」の「社会教育」の全体構想に原則的に賛成する。すなわち中央に教養・技術センター・青少年屋外活動センター・美術館・音楽堂・市民劇場・博物館・図書館・体育館を設け、各区に教育文化の総合センターを位置させ、将来はコミュニティー単位に地域のいわゆる公民館を設置する三段階構想とする。もちろん施設づくりは、市民の自主的、民主的社会教育づくりの中で具体化すること。

以上、社会教育に関する問題点、こんごのあり方、さらに提言などを試みたが、さらに個別部門についてもこんごのあり方を詳細に検討したいが、紙数の制約上割愛する。また予算規模の分析や社会教育行政機構の検討も省略した。

さいごに結論的にいいうことは、本市の社会教育のあり方を、最近の市の急速な変貌過程、とくに都市化、工業化に対応した問題意識のもとに、再検討してほしいことである。これも市民全体の課題なのである。

＜関東学院大学教授、県教育を守る会事務局長＞